

【別紙】札幌市立園・学校の子どもの新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止の基準

★保健所から指示がある場合はそれに従う

★子ども本人が陽性となった場合、同居家族が陽性となり子どもが濃厚接触者になる場合は、保健所から指示がある

①	子ども本人に感染が確認された場合	療養期間が終了するまでの間
②	子ども本人が、 濃厚接触者となった場合 ※同居家族が陽性の場合はこちらに含まれます	健康観察期間もしくは外出自粛（待期）期間が終了するまでの間 ※陽性者と最終接触した翌日を1日目として、4日目と5日目に 抗原定性検査キットを用いた検査で陰性が確認できた場合、 5日目から登校可能。
③	②に当てはまらない場合で、子ども本人が PCR又は抗原検査を受けることになった場合 ※子ども本人が濃厚接触者または感染の可能性のある方となっている場合は、②に従う	受検者の検査結果（陰性）が判明するまでの間
④	子ども本人又は子どもと同居している者に 発熱等の風邪の症状がみられる場合 ※新型コロナウイルス感染症以外の診断を受けた場合や、医師から新型コロナウイルス感染症ではないと告げられたときは、 出席停止としない	症状がみられる者の症状が消失するまでの間
⑤	子ども本人が海外から帰国・再入国した場合	帰国・再入国した者が検疫所から自宅待機を求められた期間
⑥	医療的ケアが日常的に必要な場合 基礎疾患等がある場合	主治医や学校医に相談の上、登校を判断する

※**学校から学級閉鎖・出席停止と指示された子どもの兄弟姉妹は、①～⑥の出席停止項目に当てはまらない場合、登校可能。**

（学校から学級閉鎖・出席停止と指定された子どもは、②には該当しません。）

※同居していない場合でも、毎日親戚の家に寄るなど、共にする時間が日常的にある場合は「同居」として扱う。

※新型コロナウイルスワクチンを子どもが授業を休んで接種する場合、あるいは、子どもや同居の者がワクチン接種後に副反応と思われる症状が出ている場合は、出席停止などの取扱いができるため、学校に相談すること。